

平成 2 7 年度

第 2 6 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 8 年 3 月 1 4 日 (月)
開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 4 7 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 6 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 平成 2 8 年度大分県教育委員会の重点方針について
- 第 2 号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 第 3 号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について
- 第 4 号議案 平成 2 8 年 4 月 1 日付け人事異動について
- 第 5 号議案 大分県立学校の職員の評価システムの実施に関する規則等
の一部改正について

(2) 報 告

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の作成について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	参事監兼教育財務課長	岡 田 雄
	参事監兼高校教育課長	岩 武 茂 代
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	姫 野 浩 之
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	野 尻 明 敬
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第26回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時20分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び第4号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案及び第4号議案については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 平成28年度大分県教育委員会の重点方針について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成28年度大分県教育委員会の重点方針について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成28年度大分県教育委員会の重点方針について」説明いたします。本議案は、平成28年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案するものです。

28年度の重点方針の構成は、今年度の重点方針と同様のスタイルとしています。冒頭部分にありますとおり、現在県議会に上程中の「『教育県大分』創造プラン2016」の基本理念を踏まえ、計画初年度ということもありますので、重点方針のタイトルを「『教育県大分』の創造に向けて」としています。その上で、大きく2本の柱を設けています。

1つ目の柱は「子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進」ということで、今年の重点方針の柱を踏襲しています。2つ目の柱は「地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進」ということで、教育大綱の柱から持ってきたものです。

1つ目の柱として、「『教育県大分』創造プラン2016」及び「『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を踏まえ、「芯の通った学校組織」の確立を進めるとともに、組織的な取組の一環として「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を進めてまいります。「芯の通った学校組織」の第5フェーズの取組では、教育長計の構成も念頭に、学校マネジメントに係る取組の徹底・強化と教育課題の解決に向けた組織的な取組の推進を図ってまいります。また、教育課題の解決に関しては、4つ項目を設けています。「学力向上」につきましては、引き

続き組織的な授業改善を徹底するとともに、先般ご報告いたしました中学校学力向上対策「3つの提言」についても第5フェーズの取組に位置付けて推進します。「体力向上」につきましては、引き続き一校一実践など学校全体で取り組む体力向上対策を推進します。「不登校対策」につきましては、スクールカウンセラーに加えまして、来年度から新たに配置を進めてまいりますスクールソーシャルワーカー等を活用した組織的な対応を推進します。加えて、「あったかハート1・2・3」等による未然防止・初期対応の徹底についても継続してまいります。「学校・家庭・地域の協働」につきましては、今年度まで2ヶ年にわたりモデル的に進めてまいりました目標協働達成の取組を全県的に普及を図っていくとともに、コミュニティ・スクールの普及促進を図ってまいります。「子どもの貧困対策」については、今年度中に策定予定の「大分県子どもの貧困対策推進計画」の4つの柱のうちの1つである「教育の支援」として、6項目あるうちの1番目の項目「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」を掲げています。特に、「学校教育による学力保障」、「学校を窓口とした福祉関係機関等との連携」、「地域による学習支援」、「高等学校等における就学継続のための支援」の4つの取組を推進してまいります。中でも、「学校を窓口とした福祉関係機関等との連携」については、スクールソーシャルワーカーの配置促進を含め、福祉部門との連携強化など新しい要素もございますので特に力を入れてまいります。

2つ目の柱、「地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進」につきましては、県長計と併せて策定をされました「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を踏まえて、教育・文化・スポーツ面から、地方創生に向けた取組を進めます。その上で、「人づくり」、「地域づくり」に分け、6つの項目を記載しています。「人づくり」の面では、地域産業界との連携強化、進学希望高校生を対象としたインターンシップの実施や学生登録制度への加入促進、グローバル人材の育成に取り組んでまいります。「地域づくり」の面では、真に選ばれる高校づくりの推進、地域コミュニティの再構築と地域の教育力の向上、日本遺産の認定促進や総合型地域スポーツクラブの活動支援等による地域活性化に取り組んでまいります。

裏面には、各分野別の重点項目を記載しております。こちらも27年度の重点方針とスタイルは同様ですが、新しく策定予定の教育長計を踏まえ、項目立てをしています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

学生登録制度とは具体的にはどのような制度なのでしょうか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

本制度は県商工労働部が運営する制度で、高校在学中に住所やメールアドレスを登録することで、大学等に進学した生徒に対して、大分県の情報や就職に関する情報など様々な情報を提供するものです。大学等在学期間中に様々な情報を提供することで、将来の県内就職に繋げることを狙いとしています。

(工藤教育長)

本日の部長会議でも話がありましたが、この制度により登録した学生に対して情報発信するため、新たに創刊するWEBマガジンの名称が大分弁で加えるという意味の「カテテ！」という名前に決定し、4月から運用を開始するとのことです。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第3号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。

議案書3ページの提案理由をご覧ください。今回の規則改正については、県立学校の会計指導体制の強化を図るため、県立学校の事務職員の職に会計指導等を行う統括事務長等を加えることとし、主幹教諭を全ての県立学校に配置するため、主任の配置条件を改めるというものです。

改正の概要につきましては9ページ「一部改正の概要」で説明をいたします。

まず「1 統括事務室制度の導入」についてです。学校現場に対する会計指導体制を強化するため、県立学校事務の在り方検討会の意見を踏まえ、現在の県立学校の一部の事務室を他の県立学校の事務室に対し会計指導等を行う統括事務室として位置づけます。県立学校の事務職員の職に、会計指導等を職務内容とする「統括事務長」並びに統括事務長を補佐する「主幹（総括）」及び「副主幹（総括）」を加えるものです。

次に、「2 主幹教諭を配置した場合に主任を配置しないことができる特例の追加」です。これにつきましては、主幹教諭を全ての県立学校に配置するにあたり、学校教育法施行規則に準じて主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは当該主任を置かないことができるように改めるものです。

施行期日は、平成28年4月1日を予定しています。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

（工藤教育長）

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（岩崎委員）

統括事務室制度を設け、会計指導体制を強化することですが、事務職員の数について、統括事務室制度を設けた学校では事務職員の数は変わるのですか。

（藤本教育人事課長）

平成28年4月から県内に15の統括事務室を設置する予定ですが、現在の事務室体制を強化することになりますので、人数的には増やす方向で考えています。

（岩崎委員）

その分の事務職員は純増になるのですか。

（藤本教育人事課長）

非常勤職員等を配置することで、全体としては定数内となるよう工夫した配置を考えています。

（松田委員）

事務職員を採用するときに、事務系の大学あるいは会計監査等ができるような資格を持った方を採用していく必要はないのですか。

(藤本教育人事課長)

現在でも資格が採用の要件にはなっていません。採用後の人材育成の中で会計事務、契約事務を経験させ育成していきたいと考えています。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 大分県立学校の職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第5号議案「大分県立学校の職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第5号議案「大分県立学校の職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正について」説明いたします。

10ページ「一部改正の概要」をお開きください。「1 改正理由」にありますとおり、地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者は職員の執務について定期的に人事評価を行うことが義務づけられましたことから、その実施に関しまして必要な事項を定めたいので提案するものです。

「2 人事評価制度の概要」にありますとおり、地方公務員法に規定された人事評価は「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を適正に評価し、その結果を任用や給与等の処遇に効果的に活用していくことで、職員の能力と意欲を高めるとともに組織力の向上を図ることを目指すもの」です。この趣旨に沿って、教職員評価システムを整備するものです。今回、改正を提案いたしましたのは、「3 改正する規則の概要」にありますとおり、県立学校職員及び市町村立学校職員を対象とした2つの規則です。

「4 改正内容」をご覧ください。「(1) 人事評価実施の根拠条項」につきましては、法改正に伴い地公法及び地教行法に条ずれが起こるこ

とから、規定を整備するものです。「(2)用語の整理」につきましては、改正後の地公法において「人事評価」が能力と業績を合わせた評価と定義づけられたことから、これまで本規則で用いていた「人事評価」という用語を改正地公法の趣旨を踏まえ「能力評価」に改めるものです。

「(3)」にありますとおり、目標管理につきましては地公法の趣旨を踏まえ、職員が自己評価を行った後、評価者が絶対評価により評価するよう改めるものです。また、「(4)」にありますとおり、評価結果につきましては、本人に開示することとしています。なお、具体的な開示方法につきましては、教育長が別に定めるところによるとしています。最後に、「(5)」にありますとおり、目標管理の評価結果も能力評価の結果と同様、必要があるときは再評価をさせることとしています。

施行期日は平成28年4月1日を予定しています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

法改正を受けた規則改正との説明がありましたが、給与への反映や言葉が変わったことは別として、今まで県教育委員会が実施してきた評価制度と大きくは変わらないということでしょうか。

(藤本教育人事課長)

これまでは目標管理と人事評価の2本立てで実施してきました。目標管理につきましては、学校の重点目標を受けて自己目標を設定する等、ベクトル合わせに活用してきましたが、それが業績評価としての取扱いとなり、中間と期末の年2回の評価を行うこととなった点が大きな変更点です。

(岩崎委員)

その評価結果が賞与に反映されるということですか。

(藤本教育人事課長)

業績評価の評価結果が勤勉手当に、能力評価の結果が昇給に反映されます。

(岩崎委員)

能力評価が相対評価であることは変わらないのですね。学校間のばらつきの調整はこれまでやっていたと思いますが、そこも変わりはないの

ですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。取扱いは変わりませんが、調整の前段階の評価の精度を上げることがさらに重要となると考えています。そこは、これからも管理職や市町村教育委員会に伝えていきたいと思います。

(岩崎委員)

評価はややもすると管理職によって変わってしまうことがあり得ますので、管理職の方々がそれぞれしっかり評価できないと制度の前提がくずれてしまうと思います。これからは人事だけでなく、給与にも反映されることとなりますので、管理職に対する十分な研修等がますます必要になるとはと思いますが、そこはいかがでしょうか。

(藤本教育人事課長)

研修はこれまでも力を入れて行っています。来年度からは目標管理の一次評価者に教頭を位置づけることもあり、教頭への評価者研修を含め、これまで以上の研修を行っていきたいと思います。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

「大分県英語教育改善推進プラン」の作成について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「『大分県英語教育改善推進プラン』の作成について」岩武参事監兼高校教育課長から報告いたします。

(岩武参事監兼高校教育課長)

報告第1号「『大分県英語教育改善推進プラン』の作成について」説明いたします。

資料1ページをご覧ください。本プランは「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の向上のために策定したものです。「1 策定の経緯について」ですが、「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、小・中・高等学校の校長、外国語科教員、外国語担当指導主事等により、平成26年度末に英語教育改善推進委員会を組織しました。会議のアドバイザーとして文部科学省の教科調査官、大学及び高等専門学校の教授を招聘しています。平成27年6月2日から5回の会議を開催し協議を進めてきました。

次に、「2 本県の現状分析」について説明いたします。本県の外国語教育の課題の一つ目は中高の学習到達目標の設定・活用状況が十分でないことです。中学校のCAN-DOリストの設定状況が33.6%、達成状況が21.1%となっています。その下、中学校と書いていますが高等学校に訂正をお願いいたします。CAN-DOリストとは、学習指導要領の目標に基づいて英語の4領域「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」における身に付けたい力を段階的に設定して明らかにしたものです。資料21ページをご覧ください。CAN-DOリストにはいろいろな例がありますが、これは本県が目指しているものと合致していることから、例として挙げています。表の一番上にPre A1やA1、A2とありますけれども、これは段階を示したものです。例えば、Pre A1は小学校段階、A1.1が中学校段階です。A1.1が終了したら、英検3級程度ということになります。A2.2が高等学校卒業段階、英検準2級程度、B1.2が2級程度、B2.2が準1級程度、C1が1級程度です。このようなCAN-DOリストをもとに、各学校では学年段階や各学期でどういう力を身に付けてほしいかなどを具体的に考えていくことが必要となります。では、資料1ページにお戻りください。

このCAN-DOリストを設定しているのが中学校では33.6%、高等学校では96.7%です。ただし、高校では作ってはいるけれども、達成状況を把握できているか、つまり定期考査等にこのCAN-DOリストが反映されているかどうかとなると、32.3%という低い数値になります。

課題の2つ目ですが、パフォーマンステスト、スピーキングテストやライティングテストの実施状況が十分ではありません。

3つ目、授業に占める生徒の言語活動の割合、つまり、授業の中で生徒に実際にしゃべらせたり、お互いにやりとりをさせたりするような活動が十分ではありません。ここについても、数値の訂正をお願いします。コミュニケーション英語 で60.0%です。これも十分でない状況です。

4つ目、「英語の授業が分かる」、「英語の勉強が好き」と回答する生徒の割合が低い状況です。中学校で英語の授業が分かると答えた生徒の割合が57%、英語の勉強が好きと答えた生徒の割合が53.7%と全国よりもやや低いという状況です。

最後に5つ目、小・中・高の連携が十分でない点です。小・中・高で段階的にどう指導していくかということについて、連携がまだ十分できていないという状況にあります。

「3 目指す児童生徒像と取組方針」をご覧ください。現状分析を基に、県の高校生半数以上が卒業までに英検準2級に合格する英語力を有する状態、これは、直接英検を受けていなくても、それに匹敵するような英語力を付けている状態を目指すこととしました。取組方針として、「英語を使って、自分を語り、ふるさとを語る、大分っ子の育成～発信力の育成を目指した授業改善を通して～」を設定し、自分で書いたり、しゃべったりする力の育成を目指します。具体的な達成目標といたしまして、高校で現在33.5%である英検準2級程度以上の生徒の割合を平成30年度末までに50%以上にしたいと考えています。同様に、中学校では、36%程度の英検3級以上の生徒の割合を50%以上にしたいと思います。この50%という数字は国の目標に準じて設定しています。

具体的な方策として、小・中・高等学校の各学校段階での学習到達目標を明確にしたいと思います。全ての中学校、高校でCAN-DOリスト形式による学習到達目標を設定し、その達成状況の把握を行います。また、小学校についても平成32年度に教科化が検討されていますので、先ほど説明いたしましたCEFR-JのPreA1を参考に、各学校での学習到達目標の設定を検討します。さらに、中学校では各学年で年2回以上、高等学校では各科目で年2回以上「話す力」、「書く力」を適切に評価するパフォーマンステストを実施します。

次に、教員の英語力の向上として、中学校、高校の英語担当教員による指導力向上研修の全員の受講、これは平成30年度までに小学校においても計画的に実施してまいります。加えて、現在進めている授業改善、中学校では「新大分スタンダード」に基づく取組の充実、高校では「授業改善マイプラン」の活用を通じて授業力の向上を図ります。さらに、文部科学省が示す教員の英語力の到達目標の達成、英検準1級以上が中学校で50%、高等学校で75%以上を目指します。

最後に、目標達成のための検証・改善サイクルの確立として、国が毎年実施する英語教育実施状況調査等の結果に基づき、研修会等を通じて指導・助言を行いたいと思っています。また、本プランの達成状況について検証し、改善を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

CAN - DOリストを使って到達目標を設定し、達成状況の把握も行うとのことですが、CAN - DOリストとCEFRの関係を教えていただきたいと思います。CEFRは文部科学省が全国の状況を測るために使っているものなのですか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

CEFRは文部科学省の学習指導要領を踏まえたものになっていますので、これを基に各学校で実態に応じたCAN - DOリストを設定していくこととなります。

(首藤委員)

16ページにある推進委員会名簿は、今回の推進プランに掲載するのですか。教科書採択に関わった方などはきちんとしていますか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

適切に対応しています。

(林職務代理者)

とてもよいプランだと思います。地域に住んでいる外国人の方々の活用等について、どのように考えていますか。もちろんALTの方もいらっしゃると思いますが、各地元には個性豊かな方が住んでいます。実際の交流については、小学校段階になるとと思いますが、その点はどうか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

そういった活用は望ましいと思います。すでに取り組んでいる学校もあると思いますが、グローバル人材育成推進プランでも推進していきたいと思います。

(高橋委員)

コミュニケーション能力の育成という点では、APUや大分大学の留学生たちともフランクに話せるような授業も必要だと思います。そういうことも検討していただきたいと思います。

(松田委員)

同じ英語の先生でも、学校現場には二種免許の先生や専修免許の先生、

外国語学部卒業の先生や教育学部卒業の先生もいます。免許や出身大学等で力量が違うと思いますが、力量の違う先生に同じように研修をするわけにはいかないと思います。また、教材についても、英検に関してはNHKのテレビやラジオのテキストなども内容がよいと思います。そうしたものの活用も検討していただければと思います。外国人が英語を教えている授業を見ると、子どもたちがとても楽しそうです。日本人の行う授業と全然違います。そういった視点からも、教員の力を見てほしいと思います。

(岩崎委員)

とても素晴らしいプランだと思います。先日、中学校の先生とお話をさせていただく機会がありましたが、学校現場では学習の進んでいる生徒と学習が遅れている生徒の二極化がある、最初の基礎的なところでつまずくと後が大変になるということでした。基礎的な部分で遅れている生徒を追いつかせようとする、例えば習熟度別授業のようなものはどうなっていますか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

プランには入っていませんが、高校では英語の習熟度別授業はすでに実施しています。

(後藤義務教育課長)

義務制については、英語の教員で申し上げますと、県全体で18名の習熟度別指導推進教員を配置し、英語における習熟の程度に応じた指導の在り方について研究を行っています。

(高橋委員)

教材については題材等多くあると思いますが、大分県にゆかりのある歴史等の題材を扱ってもらいたいと思います。グローバルに活躍する生徒たちがお国自慢できるよう検討していただきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 平成28年4月1日付け人事異動について

(工藤教育長)

第4号議案の審議に先立ち、同議案の記録及び議事録の取扱いについて、お諮りいたします。

大分県教育委員会会議規則第14条第2項では、「議事録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録するものとする。ただし、教育長は、委員の同意を得て、記録する必要のない事項については、これを除くことができる。」となっています。

第4号議案の議事は、教職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。従って、同条同項のただし書きを適用して、記録する必要のない事項としたいので、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

委員の同意を得ましたので、そのように取り扱います。

では、ただ今から第4号議案の審議を始めますが、本議案の審議に必要な職員のみ在室を認めます。記録をする職員及びその他の職員は退出してください。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第26回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第26回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年3月14日(月)

13:35～15:20

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成28年度大分県教育委員会の重点方針について

第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第3号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

第4号議案 平成28年4月1日付け人事異動について

第5号議案 大分県立学校の職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正について

(2) 報 告

「大分県英語教育改善推進プラン」の作成について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十八年大分県教育委員会の重点方針について

平成二十八年度大分県教育委員会の重点方針を別紙（案）のとおり定める。

平成二十八年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

県教育委員会の教育行政及び教育指導において、平成二十八年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を定めたいので提案する。

平成
28
年度大分県教育委員会の重点方針
— 「教育県大分」の創造に向けて —

案

1. 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的な取組の推進

「『教育県大分』創造プラン2016」及び「『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を踏まえ、学力・体力向上や不登校対策といった教育課題の解決に向け、「芯の通った学校組織」の確立を目指し取組を進めます。また、組織的な取組の一環として「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を進めます。

「第5フェーズ：子どもの力と意欲を高める『芯の通った学校組織』の確立」

学校マネジメントに係る取組の徹底・強化と、教育課題の解決に向けた組織的な取組の推進

学力向上	目標達成に向けた組織的な授業改善の徹底 中学校学力向上対策「3つの提言」の推進
体力向上	「一校一実践」など学校全体で取り組む体力向上対策の推進
不登校対策	SC・SSW等を活用した組織的対応の推進 「あったかハート1・2・3」等による未然防止・初期対応の徹底
学校・家庭・ 地域の協働	学校・家庭・地域による目標協働達成の取組及びコミュニティ・ スクールの普及促進

「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

「大分県子どもの貧困対策推進計画」に基づく「教育の支援」として、特に以下の取組を推進

学校教育による学力保障
地域による学習支援

学校を窓口とした福祉関係機関等との連携
高等学校等における就学継続のための支援

福祉関係機関
等との連携

SCの配置推進
福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化（SSWの配置促進）

2. 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を踏まえ、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面から、地方創生に向けた取組を進めます。

人づくり

次代の地域産業を担う人材育成に向けた、**地域産業界等との連携強化**

進学希望高校生を対象とした**インターンシップ**等の実施及び**学生登録制度**への加入促進

海外留学・国際交流の支援や「グローバルリーダー育成塾」の開催等を通じた**グローバル人材の育成**

地域づくり

地域ニーズを踏まえた魅力・特色化による、**真に選ばれる地域の高等学校づくり**の推進

「協育」ネットワーク等の活動支援を通じた**地域コミュニティの再構築と地域の教育力の向上**

日本遺産の認定促進や**総合型地域スポーツクラブの活動支援**等による地域の活性化

『各分野別の重点項目』

子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

新大分スタンダードによる「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」の育成
 中学校における学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築
 高大接続改革を見据えた全教科・全教員による授業改善の推進
 「考え、議論する」道徳科への転換など道徳教育の充実
 読解力・表現力や想像力・創造力等の育成に向けた、読書活動・図書館利活用の推進
 「一校一実践」など運動の習慣化・日常化に向けた体力向上対策の推進
 地場産物を活用した学校給食と「弁当の日」等の取組による食育の推進
 「学校におけるフッ化物洗口導入の手引き」を活用した、フッ化物洗口の実施促進
 「しんけん遊ぶ子」の育成を目指した幼稚園等における教育力の向上
 次代の地域産業を担う人材育成に向けた、地域産業界等との連携強化
 インクルーシブ教育システム構築に向けた、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供促進
 障がいのある幼児児童生徒の個別の指導・支援計画の作成・授業改善の推進
 人権尊重の精神の涵養に向けた体験的参加型人権学習の定着
 「大分県教育情報化推進プラン2016」に基づくICTを活用した教育の推進
 「県立学校における政治的教養の教育に関する指針」に沿った政治的教養の教育の推進

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

海外への挑戦意欲等を喚起する、留学フェアの開催など留学支援の充実
 海外姉妹校協定締結、留学生との交流促進など国際交流活動の推進・郷土学習の充実
 「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善

安全・安心な教育環境の確保

SCやSSW等を活用したいじめ・不登校対策等の充実・強化
 「あったかハート1・2・3」等による不登校の未然防止対策の充実・初期対応の徹底
 図書館・青少年の家等を活用した不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立の支援
 学校の立地環境等、地域の実情に応じた防災教育の推進

信頼される学校づくりの推進

子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立
 広域人事異動や教職員評価システムの効果的運用等を通じた人材育成と教職員の意識改革
 若年教職員に対する生活習慣病予防対策・メンタルヘルス対策の推進
 生徒に選ばれ、地域の活力となる魅力・特色ある高等学校づくりの推進

変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

地域で活動する団体等の支援を通じた「地域力」の向上を担う人材育成の推進
 大分県人権問題講師団等を活用した、多様な人権課題に応じた学習機会の充実
 「協育」ネットワークを基盤とした、放課後・土曜日等の学習支援・家庭教育支援の充実

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

埋蔵文化財センター移転整備による収蔵品の適切な保存・管理、展示・公開の推進
 「日本遺産」の認定促進による文化財の効果的活用と地域の活性化

県民スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブを活用した県民の日常的なスポーツ活動の推進
 武道を中心として多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の建設推進

世界に羽ばたく選手の育成

体験競技や講座等のプログラムを通じた優れた資質を有するジュニア選手の発掘
 各種研修会の開催や異競技間等交流の促進等による、次代を担う指導者の養成・資質向上

第三号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主任を置かないことができる。

第十三条の二第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する進路指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、進路指導主任を置かないことができる。

第十三条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主任を置かないことができる。

第十三条の四第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する特別活動主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、特別活動主任を置かないことができる。

第十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教

論を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

第十四条の二第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。

第十四条の三第一項ただし書を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

第十四条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する農場主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場主任を置かないことができる。

第十六条第一項ただし書を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

(統括事務長等)

第十七条の二 学校に、必要に応じて統括事務長及び主幹（総括）又は副主幹（総括）を置く。

2 統括事務長、主幹（総括）及び副主幹（総括）は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 統括事務長は、校長の監督を受け、関係する学校の指導、支援等の事務をつかさどる。

4 主幹（総括）及び副主幹（総括）は、統括事務長を助け、及び上司の監督を受け、事務を処理する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校の会計指導体制の強化を図るため、県立学校の事務職員の職に会計指導等を行う統括事務長等を加えることとし、及び主幹教諭を全ての県立学校に配置するため、主任の配置条件を改めたいので提案する。

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>目次（略）</p> <p>第一条～第十二条の三（略）</p> <p>（生徒指導主任）</p> <p>第十三条 学校に、生徒指導主任を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主任を置かないことができる。</p> <p>3 生徒指導主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>（進路指導主任）</p> <p>第十三条の二 学校に、進路指導主任を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する進路指導主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、進路指導主任を置かないことができる。</p> <p>3 進路指導主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条～第十二条の三（略）</p> <p>（生徒指導主任）</p> <p>第十三条 学校に、生徒指導主任を置く。</p> <p>2 生徒指導主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>（進路指導主任）</p> <p>第十三条の二 学校に、進路指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2 進路指導主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導</p>

その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(保健主任)

第十三条の三 学校に、保健主任を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主任を置かないことができる。

3 保健主任は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

4 保健主任は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(特別活動主任)

第十三条の四 学校に、特別活動主任を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する特別活動主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、特別活動主任を置かないことができる。

3 特別活動主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(教務主任)

第十四条 学校に、教務主任を置く。

その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(保健主任)

第十三条の三 学校に、保健主任を置く。

2 保健主任は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。

3 保健主任は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(特別活動主任)

第十三条の四 学校に、特別活動主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 特別活動主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

3 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(教務主任)

第十四条 学校に、教務主任を置く。

<p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。</p> <p>3 教務主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>(学年主任)</p> <p>第十四条の二 学校に、学年主任を置く。</p>	<p>2 教務主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>(学年主任)</p> <p>第十四条の二 学校に、学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。</p> <p>3 学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>(学科主任)</p> <p>第十四条の三 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。</p>	<p>2 学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>(学科主任)</p> <p>第十四条の三 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。</p> <p>3 学科主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する</p>	<p>2 学科主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。</p> <p>3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する</p>

る事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(農場主任)

第十四条の四 農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場主任を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する農場主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場主任を置かないことができる。

3 農場主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 農場主任は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどり、農業実習に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

第十五条 (略)

(寮務主任及び舎監)

第十六条 寄宿舎を設ける学校には、寮務主任及び舎監を置く。

2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

3 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

る事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

(農場主任)

第十四条の四 農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場主任を置く。

2 農場主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

3 農場主任は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどり、農業実習に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

第十五条 (略)

(寮務主任及び舎監)

第十六条 寄宿舎を設ける学校には、寮務主任及び舎監を置く。

ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

2 寮務主任及び舎監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

3 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

<p>5 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童・生徒の教育に当たる。</p> <p>第十六条の二 第十六条の七 (略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第十七条 学校に、事務長並びに必要なに応じて主幹、副主幹、主査、主任及び主事を置く。</p> <p>2 事務長、主幹、副主幹、主査、主任及び主事は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>4 主幹、副主幹及び主査は、上司の監督を受け、事務を処理する。</p> <p>5 主任及び主事は、上司の監督を受け、事務に従事する。</p> <p>(統括事務長等)</p> <p>第十七条の二 学校に、必要に応じて統括事務長及び主幹(総括)又は副主幹(総括)を置く。</p> <p>2 統括事務長、主幹(総括)及び副主幹(総括)は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 統括事務長は、校長の監督を受け、関係する学校の指導、支援等の事務をつかさどる。</p> <p>4 主幹(総括)及び副主幹(総括)は、統括事務長を助け、及び上司の監督を受け、事務を処理する。</p> <p>第十八条 第三十四条 (略)</p>	<p>4 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童・生徒の教育に当たる。</p> <p>第十六条の二 第十六条の七 (略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第十七条 学校に、事務長並びに必要なに応じて主幹、副主幹、主査、主任及び主事を置く。</p> <p>2 事務長、主幹、副主幹、主査、主任及び主事は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</p> <p>4 主幹、副主幹及び主査は、上司の監督を受け、事務を処理する。</p> <p>5 主任及び主事は、上司の監督を受け、事務に従事する。</p> <p>(新設)</p>
<p>第十八条 第三十四条 (略)</p>	<p>第十八条 第三十四条 (略)</p>

大分県立学校管理規則の一部改正の概要

1 統括事務室制度の導入（管理規則第17条の2の新設）

（改正理由及び内容）

学校現場に対する会計指導体制を強化するため、県立学校事務の在り方検討会の意見を踏まえ、現在の県立学校の一部の事務室を、他の県立学校の事務室に対し会計指導等を行う統括事務室として位置づける。

県立学校の事務職員の職に、会計指導等を職務内容とする「統括事務長」並びに統括事務長を補佐する「主幹（総括）」及び「副主幹（総括）」を加える。

2 主幹教諭を配置した場合に主任を配置しないことができる特例の追加（管理規則第13条から第14条の4まで及び第16条の改正）

（改正理由及び内容）

主幹教諭を全ての県立学校に配置するにあたり、学校教育法施行規則に準じて主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるように改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

第五号議案

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正について
大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部を改正する規則

(大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則の一部改正)

第一条 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則(平成十八年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項及び第二項」に、「の評価システム」を「の人事評価に係るシステム」に改める。

第二条を次のように改める。

(評価システム)

第二条 評価システムは、法第六条第一項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価(以下「目標管理」という。)及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価(以下「能力評価」という。)をもって実施する。

第二条の二の見出し中「目標管理」の下に「及び能力評価」を加え、同条第一項中「面談者」を「評価者」に改め、「努力し、」の下に「評価者が」を加え、「自ら評価する」を「大分県教育委員会教育長(以下「教育長」という。))が別に定める絶対評価の方法により評価する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。

第二条の二に次の二項を加える。

3 前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。

4 評価者及び調整者は、教育長が別に定める。

第二条の三を削る。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「人事評価」を「能力評価」に改める。

第五条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第一項を次のように改める。

評価結果は、教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。

第五条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「人事評価の結果」を「評価結果」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第二項中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価」を「目標管理及び能力評価」に改める。

第七条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間」を「新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る」に改める。

（大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則の一部改正）

第二条 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に、「の評価システム」を「の人事評価に係るシステム」に改める。

第二条を次のように改める。

（評価システム）

第二条 評価システムは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一

項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「目標管理」という。）及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「能力評価」という。）をもって実施する。

第二条の二の見出し中「目標管理」の下に「及び能力評価」を加え、同条第一項中「面談者」を「評価者」に改め、「努力し、」の下に「評価者が」を加え、「自ら評価する」を「大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める絶対評価の方法により評価する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を県教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。

第二条の二に次の二項を加える。

3 前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。

4 評価者及び調整者は、県教育長が別に定める。

第二条の三を削る。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「人事評価」を「能力評価」に改める。

第五条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第一項を次のように改める。

評価結果は、県教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。

第五条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「人事評価の結果」を「評価結果」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第二項中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価」を「目標管理及び能力評価」に改め、同条第三項中「人事評価」を「評価結果」に改め、「の結果」を削る。

第七条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条中「人事評価の結果」

を「評価結果」に、「当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間の」を「新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の三第一項の規定により行われた人事評価は、第一条の規定による改正後の大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の二第二項の規定により行われた能力評価とみなす。

3 この規則の施行前に第二条の規定による改正前の大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の三第一項の規定により行われた人事評価は、第二条の規定による改正後の大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の二第二項の規定により行われた能力評価とみなす。

提案理由

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）等の一部改正に伴い、県立学校職員及び市町村立学校職員の人事評価に係るシステムについて規定を整備するとともに、目標管理の評価方法を自己評価に加え評価者による評価を行うなど、人事評価に係るシステムの実施方法を改正したいので提案する。

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十三條の二第一項及び第二項の規定に基づいて大分県教育委員会が行う大分県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価に係るシステム（以下「評価システム」という。）の実施に</u>必要な事項を定めることにより、職員への適切な指導及び公正な人事評価を行い、もって職員の能力開発及び資質向上並びに学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(評価システム)</p> <p>第二条 <u>評価システムは、法第六条第一項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「目標管理」という。）及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「能力評価」という。）をもって実施する。</u></p> <p>(目標管理及び能力評価)</p> <p>第二条の二 <u>目標管理は、職員が自ら職務上の目標を設定し、評価者の指導又は助言を受けながら、その目標の達成に向けて努力し、評価者がその達成状況を大分県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める絶対評価の方法により評価するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第四十條第一項</u>の規定に基づいて大分県教育委員会が行う大分県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の<u>評価システム</u>（以下「評価システム」という。）の実施に<u>必要な事項を定めることにより、職員への適切な指導及び公正な人事評価を行い、もって職員の能力開発及び資質向上並びに学校組織の活性化を図ることを目的とする。</u></p> <p>(評価システム)</p> <p>第二条 <u>評価システムは、目標管理及び人事評価をもって実施する。</u></p> <p>(目標管理)</p> <p>第二条の二 <u>目標管理は、職員が自ら職務上の目標を設定し、<u>面談者の指導又は助言を受けながら、その目標の達成に向けて努力し、その達成状況を自ら評価する</u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>面談者は、大分県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</u></p> <p>(人事評価)</p> <p>第二条の三 <u>人事評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項</u>の規定により評価者が行った人事評価の結果</p> <p>規定による再評価を行うため、調整者を置く。</p>

<p>4 評価者及び調整者は、教育長が別に定める。 (対象職員の範囲)</p> <p>第三条 評価システムは、全ての職員について実施する。ただし、教育長の指定する職員を除く。 (実施期間)</p> <p>第四条 目標管理及び能力評価の実施期間は、教育長が別に定める。 (評価結果)の開示及び苦情の申出等)</p> <p>第五条 評価結果は、教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項 の規定により評価結果 の開示を受けた職員は、当該評価結果 について苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより、苦情の申出及び相談をすることができる。 (評価結果)の提出等)</p> <p>第六条 評価結果 は、教育長に提出する。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により提出された評価結果 の内容について確認し、特に必要があると認める場合には、目標管理及び能力評価に係る調整者に対し、再評価をさせるものとする。 (評価結果)の効力)</p> <p>第七条 評価結果 は、新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る 当該職員の評価を示すものとする。 (その他)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、評価システムの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>3 評価者及び調整者は、教育長が別に定める。 (対象職員の範囲)</p> <p>第三条 評価システムは、すべての職員について実施する。ただし、教育長の指定する職員を除く。 (実施期間)</p> <p>第四条 目標管理及び人事評価の実施期間は、教育長が別に定める。 (人事評価の結果)の開示及び苦情の申出等)</p> <p>第五条 人事評価の結果は、開示しない。ただし、次に掲げる場合は、本人に開示するものとする。 一 評価の結果を本人に開示することが、職員の指導監督上必要である場合 二 その他評価の結果を本人に開示することが、人事評価の適正な運用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、教育長が特に必要であると認める場合)</p> <p>2 前項ただし書の規定により人事評価の結果の開示を受けた職員は、当該人事評価の結果について苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより、苦情の申出及び相談をすることができる。 (人事評価の結果)の提出等)</p> <p>第六条 人事評価の結果は、教育長に提出する。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により提出された人事評価の結果の内容について確認し、特に必要があると認める場合には、当該人事評価に係る調整者に対し、再評価をさせるものとする。 (人事評価の結果)の効力)</p> <p>第七条 人事評価の結果は、当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間の当該職員の評価を示すものとする。 (その他)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、評価システムの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
---	---

大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十四条</u>の規定に基づいて市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律<u>第三百三十五号</u>）<u>第一条</u>及び<u>第二条</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の人事評価に係るシステム（以下「評価システム」という。）の実施に關し必要な事項を定めることにより、職員への適切な指導及び公正な人事評価を行い、もって職員の能力開発及び資質向上並びに学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(評価システム)</p> <p>第二条 評価システムは、地方公務員法（昭和二十五年法律<u>第二百六十一号</u>）<u>第六条</u>第一項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「目標管理」という。）及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「能力評価」という。）をもつて実施する。</p> <p>(目標管理及び能力評価)</p> <p>第二条の二 目標管理は、職員が自ら職務上の目標を設定し、評価者の指導又は助言を受けながら、その目標の達成に向けて努力し、評価者がその達成状況を大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める絶対評価の方法により評価するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>2 能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を県教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十六条</u>の規定に基づいて市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律<u>第三百三十五号</u>）<u>第一条</u>及び<u>第二条</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の評価システム（以下「評価システム」という。）の実施に關し必要な事項を定めることにより、職員への適切な指導及び公正な人事評価を行い、もって職員の能力開発及び資質向上並びに学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(評価システム)</p> <p>第二条 評価システムは、目標管理及び人事評価をもつて実施する。</p> <p>(目標管理)</p> <p>第二条の二 目標管理は、職員が自ら職務上の目標を設定し、面談者の指導又は助言を受けながら、その目標の達成に向けて努力し、その達成状況を自ら評価するものとする。</p> <p>2 面談者は、大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(人事評価)</p> <p>第二条の三 人事評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を県教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。</p>

3 前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。

4 評価者及び調整者は、県教育長が別に定める。
（対象職員の範囲）

第三条 評価システムは、全ての職員について実施する。ただし、県教育長の指定する職員を除く。
（実施期間）

第四条 目標管理及び能力評価の実施期間は、県教育長が別に定める。
（評価結果）の開示及び苦情の申出等）

第五条 評価結果は、県教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。
（削る）

（削る）

2 前項の規定により評価結果の開示を受けた職員は、当該評価結果について苦情があるときは、県教育長が別に定めるところにより、苦情の申出及び相談をすることができる。
（評価結果）の提出等）

第六条 評価結果は、市町村教育委員会教育長に提出する。

2 市町村教育委員会教育長は、前項の規定により提出された評価結果の内容について確認し、特に必要があると認める場合には、目標管理及び能力評価に係る調整者に対し、再評価をさせるものとする。

3 市町村教育委員会は、第一項の規定により提出された評価結果（前項の規定により再評価がされた場合においては、再評価後のもの）について、県教育長の定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

2 前項の規定により評価者が行った人事評価の結果
規定による再評価を行うため、調整者を置く。
についての調整及び第六条第二項の

3 評価者及び調整者は、県教育長が別に定める。
（対象職員の範囲）

第三条 評価システムは、すべての職員について実施する。ただし、県教育長の指定する職員を除く。
（実施期間）

第四条 目標管理及び人事評価の実施期間は、県教育長が別に定める。
（人事評価の結果）の開示及び苦情の申出等）

第五条 人事評価の結果は、開示しない。ただし、次に掲げる場合は、本人に開示するものとする。

一 評価の結果を本人に開示することが、職員の指導監督上必要である場合

二 その他評価の結果を本人に開示することが、人事評価の適正な運用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、県教育長が特に必要であると認める場合

2 前項ただし書の規定により人事評価の結果の開示を受けた職員は、当該人事評価の結果について苦情があるときは、県教育長が別に定めるところにより、苦情の申出及び相談をすることができる。
（人事評価の結果）の提出等）

第六条 人事評価の結果は、市町村教育委員会教育長に提出する。

2 市町村教育委員会教育長は、前項の規定により提出された人事評価の結果の内容について確認し、特に必要があると認める場合には、当該人事評価に係る調整者に対し、再評価をさせるものとする。

3 市町村教育委員会は、第一項の規定により提出された人事評価（前項の規定により再評価がされた場合においては、再評価後のもの）の結果について、県教育長の定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

<p>(評価結果)の効力</p> <p>第七条 評価結果は、新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る当該職員の評価を示すものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、評価システムの実施に關し必要な事項は、県教育長が別に定める。</p>	<p>(人事評価の結果の効力)</p> <p>第七条 人事評価の結果は、当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間の当該職員の評価を示すものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、評価システムの実施に關し必要な事項は、県教育長が別に定める。</p>
---	---

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正の概要

1 改正理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）の一部改正に伴い、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行うことが義務づけられたことにより、その実施に関して、必要な事項を定めるもの

2 人事評価制度の概要

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を適正に評価し、その結果を任用や給与等の処遇に効果的に活用していくことで、職員の能力と意欲を高めるとともに組織力の向上を図ることを目指すもの（地公法第 6 条第 1 項、第 23 条）

3 改正する規則の概要

(1) 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成 18 年大分県教育委員会規則第 2 号。以下「県立学校職員評価規則」という。）

県立学校に勤務する職員の評価システムの実施について必要な事項を定めるもの

(2) 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成 18 年大分県教育委員会規則第 3 号。以下「市町村立学校職員評価規則」という。）

市町村立学校に勤務する県費負担教職員の人事評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 46 条の規定により、都道府県教育委員会の計画の下で、市町村教育委員会が行うこととされていることから、その実施について必要な事項を定めるもの

4 改正内容

(1) 人事評価実施の根拠条項（県立学校職員評価規則第 1 条、市町村立学校職員評価規則第 1 条）

法改正に伴い根拠条項の条ずれが起こるので、規定を整備するもの

〔県立学校職員評価規則〕

（現行）地公法第 40 条第 1 項 （改正）地公法第 23 条の 2

〔市町村立学校職員評価規則〕

（現行）地教行法第 46 条 （改正）地教行法第 44 条

(2) 用語の整理「人事評価」という用語を「能力評価」に改める。（両規則第 2 条の 2 他）

(3) 目標管理の実施方法等（両規則第 2 条の 2）

職員が自己評価を行った後、評価者が絶対評価により評価する。

(4) 評価結果の開示等（両規則第 5 条）

目標管理及び能力評価の評価結果は、本人に開示する。

(5) 評価結果の提出、再評価等（両規則第 6 条、第 7 条）

目標管理の評価結果も能力評価の結果と同様の取扱いとする。

5 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

「大分県英語教育改善推進プラン」について 【概略】

【平成28年3月】

「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、英語教育に関する学識経験者、県内小・中・高の教員などで構成される「英語教育改善推進委員会」での協議のもと、小・中・高等学校を通じた児童生徒の英語力の向上のために策定。

1 策定の経緯について

英語教育改善推進委員会

- ・「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、平成26年度末に英語教育改善推進委員会として、小・中・高等学校の校長、外国語科教員、外国語担当指導主事等で組織。
- ・会議のアドバイザーとして、文部科学省の教科調査官、大学及び高等専門学校の教授をアドバイザーとして招聘。
- ・平成27年6月2日を第1回として、「大分県英語教育改善推進プラン」の策定を目指し年間5回の会議を開催し、協議を進めた。

2 本県の現状分析

本県の外国語教育の課題

- ・中高の学習到達目標の設定・活用状況が十分でない。
 - （中学校CAN-DOリスト設定状況33.6%、達成状況把握21.1%）
 - （中学校CAN-DOリスト設定状況96.7%、達成状況把握32.3%）
- ・パフォーマンステスト(スピーキングテスト等の実技テスト)の実施状況が十分でない。
 - （高等学校：コミュニケーション英語 での実施率 52.7%）
 - （高等学校：コミュニケーション英語 での実施率 57.7%）
- ・授業に占める生徒の言語活動の割合が十分でない。
 - （授業の半分以上を英語で言語活動をしている割合 中学 50～60% 高校 コミュ英語 52.7%等）
- ・「英語の授業が分かる」「英語の勉強が好き」と回答する生徒の割合が全国より低い。
 - （中学：授業の理解について、英語の授業がわかると答えた生徒の割合57.0%(全国59.9%)）
 - （中学：学習意欲について、英語の勉強が好きと答えた生徒の割合53.7%(全国55.9%)）
- ・小・中・高等学校間の連携が十分でない。 等

3 目指す児童生徒像と取組方針

本県の英語教育が目指す児童生徒像

- ・「県の高校生の半数以上が、卒業までに英検準2級に合格する英語力を有する状態」。
- ・ただしこれは、外部検定試験の結果のみを重視するのではなく、英語教育の推進により、学習指導要領でも示されている「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力」を養うことを目標とする。

取組方針

英語を使って、自分を語り、ふるさとを語る、大分っ子の育成
～発信力の育成を目指した授業改善を通して～

上記が可能となるよう、求められる具体的な達成目標は以下のとおりとする。

- ・高校生 平成30年度末までに 英検準2級程度以上の生徒の割合が50%以上
- ・中学生 平成30年度末までに 英検3級程度以上の生徒の割合が50%以上

具体的方策

小・中・高等学校の各学校段階での学習到達目標を明確にする。

具体的取組方針

平成29年度までに中学校、高等学校ともに、全学校（100%）で「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を設定し、その達成状況の把握も行う。
小学校についても、高学年での教科化を見据え、各学校での学習到達目標の設定を検討する。
その際、CEFR-JのPreA1を参考にする。
中学校は各学年で年2回以上、高等学校では各科目で年2回以上は「話す力」「書く力」を適切に評価するパフォーマンステストを実施する。 等

教員の英語力・指導力の向上を図る。

具体的取組方針

中学校、高等学校においては、県が実施する英語担当教員指導力向上研修を全員が受講する。
小学校においては、平成30年までに計画的な研修を実施する。
中学校においては、「新大分スタンダード」に基づく取組を充実させることで、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力等の育成を図る。
高等学校においては、英語担当教員が作成する「授業改善マイプラン」を活用して、生徒の発信力を高める指導について計画・実践する。
文部科学省が示す教員の英語力の到達目標の達成を目指す。
英検準1級程度以上等を取得している割合 中学校50%以上、高等学校75%以上 等

目標を達成するために、検証・改善のサイクルを確立する。

具体的取組方針

毎年実施する英語教育実施状況調査等の結果に基づき、各学校の授業研究会や教科の研修会等において外国語（英語）担当指導主事等による指導・助言を行う。
教育委員会は本プランの達成状況について検証し、計画的に改善を推進する。

本プランは「大分県グローバル人材育成推進プラン」の最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証し、改善・充実を図る。

大分県英語教育改善推進プラン



平成28年 3月10日

大分県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 策定の経緯	2
第2章 本県の現状と課題	4
第3章 目指す児童生徒像と取組方針	8
おわりに	11
資料	
1 英語教育改善推進委員 名簿	13
2 英語教育改善推進委員会 設置要綱	14
3 大分県グローバル人材育成推進プラン概略	15
4 CEFR-J (英語到達度指標)	18
5 文部科学省資料 「生徒の英語力向上推進プラン」	19

はじめに

大分県教育委員会では、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題、今後の取組について協議・検討するために、企業、学識経験者、保護者、学校教育関係者等からなる「大分県グローバル人材育成推進会議」を設置し、平成26年10月に、「大分県グローバル人材育成推進プラン」を策定した。同プランでは、本県におけるグローバル人材に必要なものは、5つの力【①挑戦意欲と責任感・使命感、②多様性を受け入れ協働する力、③大分県や日本への深い理解、④知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力、⑤英語力(語学力)】の総合力であるとし、その素地を学校教育の中で培うことが必要であることが示された。

特に、⑤「英語力」については、本県では「英語の授業が分かる、英語が好き」と答える生徒が少ないことや、英語教員の指導力に改善が求められること、英語教育の改善方策が明確ではななど課題が見られることから、「大分県英語教育改善推進プラン」を策定して、そのプランに基づく改善を進めていくことが必要とされた。

本プランは、これらを踏まえ、学識経験者、教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」での5回にわたる議論を経て策定したものである。今後、このプランに基づき、大分県の英語教育の改善の取組を着実に取組を進めるとともに、その継続的な充実を図っていきたい。

第1章 プラン策定の経緯

1 英語教育改善推進委員会

「大分県グローバル人材育成推進プラン」の策定を受けて、次のとおり平成26年度末に英語教育改善推進委員会（以下、「推進委員会」）を立ち上げた。

委員長 グローバル人材育成推進班総括（H27年4月 高校教育課内に設置）
委員

- ・ 高等学校校長代表 高英研会長（校長）
 - ・ 中学校校長代表 中英研会長（校長）
 - ・ 小学校校長
 - ・ 高等学校指導教諭（外国語担当）
 - ・ 中学校指導教諭（英語担当）
 - ・ 高等学校英語教育推進リーダー研修参加者
 - ・ 中学校英語教育推進リーダー研修参加者
 - ・ 高校教育課指導主事（高等学校外国語担当）
 - ・ 義務教育課指導主事（中学校外国語・小学校外国語活動担当）
 - ・ 県教育センター指導主事（高等学校外国語担当）
 - ・ 県教育センター指導主事（中学校外国語・小学校外国語活動担当）
- ※協議内容に応じ教育庁内関係課職員を招集

アドバイザー

- ・ 文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官
国際教育課 教科調査官
国立教育政策研究所 教育課程研究センター 教育課程調査官
向後 秀明 氏
- ・ 大分大学 教育福祉科学部長 柳井 智彦 氏
- ・ 東京外国語大学大学院 教授 根岸 雅史 氏
- ・ 大分工業高等専門学校 教授 穴井 孝義 氏

また、推進委員会では、下記の①～④を論点として協議を進めた。

〔論点〕

- ① 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能の評価方法の確立と目標の設定
- 児童生徒の英語力の現状把握と課題の分析
 - ・ 大分県学力定着状況調査
 - ・ 外部検定資格取得状況
 - ・ 教員の児童生徒の学習状況把握 など
 - 4技能の適切な評価方法の検討
 - ・ 各学校での評価方法
 - ・ 県全体での評価方法（4技能を評価する高校入試の検討を含む）
 - 上記評価方法を踏まえた各学校及び県全体での4技能の目標設定の検討

- ② 「大分県発英語授業モデル」の開発
- 大分県における小・中・高等学校の授業の現状分析
 - 他県の優れた授業実践の把握・分析
 - 4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発
(4技能を意識した密度の濃い授業を推進)
- ③ 目標, 評価方法, 授業モデルの全学校への浸透
- 4技能の適切な目標設定及び評価方法を全学校で推進する方策
 - 「大分県発英語授業モデル」の実践を全学校で推進する方策の検討
- ④ その他
- 授業力向上のための効果的な教員研修の検討
 - 教員の英語力向上のための方策の検討
 - 効果的な教員採用選考試験の在り方の検討
 - 小・中・高等学校が連携した英語指導を進める方策の検討
 - 地域の力を活用した授業等の質の向上方策の検討

2 推進委員会での協議(経過)

平成27年度, 高校教育課内に新設されたグローバル人材育成推進班が事務局となり, 年間5回の会議を開催した。

		協議内容
第1回	6月 2日(火)	児童生徒の英語力の現状と課題の分析等
第2回	8月10日(月)	大分県が目指す英語(外国語)の授業モデルについて①
第3回	10月 5日(月)	大分県が目指す英語(外国語)の授業モデルについて②
第4回	11月 9日(月)	大分県英語教育改善推進プランの素案について①
第5回	12月14日(月)	大分県英語教育改善推進プランの素案について②

第2章 本県の現状と課題

1 現状分析

本プランの策定にあたり、本県の英語教育について分析を行った。

< 1 小学校の現状 >

【文部科学省 平成26年度英語教育実施状況調査】

小学校教員の英語免許状所有者は全体の5%以下にとどまる。また、外部検定資格所有者も少ない。

① 小学校教員の英語免許状所有者

英語免許所有者数181人 (教員総数 3,700人)

② 小学校の英語力

(総教員数 3,700人)

英語能力に関する外部検定試験を受験した経験のある教員	英検準1級以上を取得している教員数
1,152人	25人 (全体の0.68%)

③ 小学校教員の海外留学経験等の状況

海外留学経験等のある教員

(総教員数 3,700人)

～1ヶ月未満	1ヶ月以上～半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～
39人	29人	11人	27人

< 2 中学生の現状 >

【大分県学力定着状況調査】

① 基礎的・基本的な事項の定着、活用が十分とは言えない。

県が中学校2年生に対して実施する大分県学力定着状況調査の結果を見ると、基礎的・基本的な事項の定着及びその活用が十分とは言えない。

偏差値平均	H25英語	H26英語	H26数学	H26国語
「知識」を問う問題	48.9	50.3	51.3	50.6
「活用」を問う問題	49.5	50.3	50.5	50.5

- ・H26では初めて偏差値が50を超えたが、実施教科の中では数値が最も低い。
- ・教科別偏差値の5段階度数分布において低学力層が多く、高学力層が少ない。
- ・また、「聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3つの領域別の正答率は、「聞くこと」が61.1%で目標値に1.4ポイント届いていない。(前年は「書くこと」が2.4ポイント目標値を下回っていた。)

(H26技能別正答率:「聞くこと」61.1% 「読むこと」56.9% 「書くこと」59.1%)

② 授業の理解について、英語の授業が分かると答えた生徒の割合が全国より低い。

「英語の授業が分かる」57.0%(全国59.9% (-2.9))

③ 学習意欲について、英語が好きと答えた生徒の割合が全国平均より低い。

「英語の勉強が好き」53.7%(全国55.9% (-2.2))

【文部科学省 平成26年度英語教育実施状況調査(公立中学校対象)】

④ 生徒の資格取得率(英検3級程度以上)は全国平均よりやや高い。

- ・中学校3年に在籍していて、英検3級以上の保持者及び英検3級相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が36.1%(全国値34.7%)

	中学校第3学年在籍生徒数…(a)	(a)の内、英検を受験したことがある生徒数…(b)	(b)の内、英検3級以上を取得している生徒数	(a)の内、英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数
生徒数	10,335	2,931	1,621	2,107

- ⑤「CAN-DOリスト」による学習到達目標の設定している学校が少ない。
 ・「CAN-DOリスト」による学習到達目標を設定している学校が33.6%(全国31.2%)
 ・その中で達成状況を把握している学校の割合が21.1%(全国15.3%)
- ⑥授業における英語担当教員の英語使用状況の割合が十分でない。
 「発話をおおむね英語で行っている」と「発話の半分以上を英語で行っている」を合わせた割合が全体の約半数。

【英語教育実施状況調査】		
授業における教員の英語での発話 (50%以上)	1年	49.3%(全国50.5%)
	2年	50.3%(全国49.3%)
	3年	45.6%(全国46.9%)

- ⑦言語活動を充実した授業実践の状況は全国よりもやや高い。
 授業に占める英語を用いた言語活動の時間は、「おおむね言語活動を行っている」と「半分以上の時間、言語活動を行っている」と回答した教員の割合は全国よりもやや高い。

【英語教育実施状況調査】				
授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 (50%程度以上) ※	1年	60.6%(全国56.0%)	2年	56.0%(全国51.2%)
	3年	51.3%(全国47.7%)		
※ 「外国語 (英語)」の授業において、ペア・ワークやグループ・ワーク等で生徒が英語で言語活動をしている時間の、1単位時間の授業に占める割合				

< 3 高校生の現状 >

【平成26年度英語教育実施状況調査 (公立高等学校対象)】

- ①言語活動を充実した授業実践の状況が十分ではない。
 ・英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る授業の充実が求められる。
 ・学習指導要領において「授業は英語で行うことを基本とする」と定められており、生徒の英語による言語活動時間の割合は増加傾向にはあるが、まだ改善が必要。

生徒の言語活動時間 (50%以上)

【英語教育実施状況調査】			
授業における、生徒の英語による言語活動の割合 (50%以上) (英語教育を主とする学科除く)	コ英基 : 100% (全国 29.5%)	／	コ英Ⅰ : 60.0% (全国 42.6%)
	コ英Ⅱ : 55.7% (全国 41.2%)	／	英表Ⅰ : 38.0% (全国 38.4%)
	英表Ⅱ : 35.3% (全国 36.0%)		

- ②パフォーマンステストの実施状況が十分ではない。

【英語教育実施状況調査】			
パフォーマンステストの実施 (英語教育を主とする学科除く)	コ英基 : 12.5% (全国 30.6%)	／	コ英Ⅰ : 52.7% (全国 50.4%)
	コ英Ⅱ : 57.7% (全国 44.3%)	／	英表Ⅰ : 42.5% (全国 55.2%)
	英表Ⅱ : 61.3% (全国 52.6%)		

③生徒の資格取得率(英検準2級程度以上)は全国平均よりもやや高い。

- ・英検準2級以上の取得者及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合が33.5%(全国値31.9%)

	高等学校第3学年 在籍生徒数・・・(a)	(a)の内、英検を受 験したことがある 生徒数・・・(b)	(b)の内、英検準 2級以上を取得し ている生徒数	(a)の内、英検準2級以 上相当の英語力を有す ると思われる生徒数
生徒数	7,729	2,605	1,030	1,563

④「CAN-DOリスト」の活用に課題がある。

- ・「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定している学校は96.7%。しかし、その中で達成状況を把握している学校は32.3%、「CAN-DOリスト」を公表している学科は14.6%にとどまる。

【英語教育実施状況調査】 設定状況：96.7% (全国 58.3%) / 公表：14.6% (全国 27.4%)
達成状況把握：32.3% (全国 41.1%)

⑤授業における英語担当教員の英語使用状況が十分ではない。

- ・「発話をおおむね英語で行っている」と「発話の半分以上を英語で行っている」を合わせた割合は「コミュニケーション英語」Ⅰ・Ⅱでは全国平均よりも高いが、「英語表現」Ⅰ・Ⅱでは全国を下回る。

【英語教育実施状況調査】 授業における教員の英語使用状況（英語での発話が50%以上）

コ英基	0%	(全国32.7%)	コ英Ⅱ	58.8%	(全国46.7%)
コ英Ⅰ	53.3%	(全国48.1%)	英表Ⅱ	32.4%	(全国37.9%)
英表Ⅰ	28.2%	(全国41.3%)			

【平成26年度 学習習慣等実態調査より(高校教育課実施)】

⑥授業の理解について、英語の授業が分かると答える生徒が半数に満たない。

- ・高校2年生に対して実施した学習習慣実態調査の結果では、英語の授業はどの程度分かるかという問いに対し、「よく分かる」8.6%、「だいたい分かる」35.2%と回答。

⑦学習意欲についても、英語が好きと答える生徒は他教科と比べ少ない。

高校2年生：英語が好き40.4% (国45.9%, 数44.5%)

< 4 教員の英語力の現状 >

①国の目標に達していない。

【英語教育実施状況調査】

英検準1級等の資格を取得している教員の割合 (H26調査)

中学校30.9% (全国第14位, 全国平均28.8%)

高等学校55.5% (全国第25位, 全国平均55.4%)

国が目標とする値は平成29年度末までに中学校50%, 高校75%

※「英検準1級以上等」とは、英検準1級以上以外にTOEFLのPBT550点以上, CBT213点以上, iBT80点以上またはTOEIC730点以上を指す。

< 5 その他 >

①教員の海外研修受講者が少ない。

県単独で実施している海外派遣研修はなし。

国費 若手英語教員米国派遣交流事業（期間：6ヶ月）

H26実績 1名参加

②学校段階間の連携が十分とはいえない。

- ・高等学校に調査した結果では、生徒の英語力向上のために、小・中・高等学校または、中・高の連携した取組を実施または検討しているかという問いに対し、「特にしていない」と回答した学校が半数。（実施していると回答した学校は36%）
- ・小・中学校連携については中学校の3割は実施していないと回答。（H25調査）

2 課題の総括

上記1の現状分析及び英語教育実施状況調査等の結果、昨年度実施した学校、保護者等へのアンケートの結果を踏まえ、本県英語教育の課題について以下のようにまとめた。

※授業改善・教員の英語指導力の向上

○県の学力定着状況調査や高校生の学習習慣実態調査の結果から、生徒の英語力について、4技能全般に課題がある。特に「話すこと」「書くこと」の発信型の能力については、授業中の活動も十分行われていない状況があり、授業改善が求められている。

- ・現行学習指導要領の趣旨に沿って、4技能「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を総合的に育成する中で、グローバル人材として必要な英語力の基礎を身に付けさせる取組が必要。
- ・高等学校では「話すこと」「書くこと」の技能を評価するパフォーマンステストの実施状況も5割程度である。

○学習到達目標の設定と活用の改善が必要。

- ・小・中・高等学校の各学校段階での学習到達目標の設定と活用が十分ではない。中学校においてはCAN-DOリスト形式による学習到達目標の設定は3割程度にとどまっている。高等学校では学習到達目標の設定はほぼ全ての学校で行われているが、達成状況の把握がなされている割合は3割程度にとどまる。

※教員の英語力の向上

○授業を英語で展開できる英語力が必要である。

- ・教員の英語力は全国平均値を上回るものの、文部科学省が求めている目標値に達していない。
- ・教員研修の改善が必要。
「指導力や英語力を磨くセミナーや海外研修等があれば参加したいと思うか」という問いに対し、「参加したいが、現実的には難しい」と回答している教員が約50%。

※学校段階間の連携

○小・中・高等学校の連携を推進する。

- ・小学校の外国語活動、中・高等学校の外国語が互いに連携し、小・中・高等学校で一貫した英語教育を展開する必要がある。

第3章 目指す児童生徒像と取組方針

1 本県の英語教育が目指す児童生徒像

第2章に記述した現状と課題を踏まえ、本県においては、英語教育における「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成する中で、重点的に児童生徒が英語を使って「発信する力（発信力）」を高める必要があると考えた。知識・技能を活用して、論理的に考え、英語を用いて自分の考えや様々な情報を伝え合う力を高めることは、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、大分や日本について、その魅力を主体的に世界に発信することにつながる。

本県は世界約80の国や地域から約3,200人の留学生を抱え、大学・高等専門学校に在籍する留学生数が人口当たりでは全国トップクラスである。本県の児童生徒が、そうした海外からの留学生等と触れ合う機会も多いと考えられる。世界の人々とコミュニケーションを図るためには、高等学校卒業時までにはグローバル化が進む社会生活において必要とされる、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが求められる。また、「大分県グローバル人材育成推進プラン」で示された保護者への調査結果でも、子どもたちに実際に英語を使用する力を身に付けてほしいという意見が多く示されている。そのためには、小中高一貫した英語教育の体系を構築するとともに、各学校段階間や大学等との連携・協力体制を整備することにより、実践的な英語力を育成する環境を整えることが必要である。そのような教育環境において、児童生徒の発信力の育成や、英語学習に対する動機付けを図るとともに、外部検定試験を活用するなどして客観的な評価を行うことにより、児童生徒の主体的な学習意欲の向上を図りたい。

その上で、本県の英語教育が目指す児童生徒の姿を、「本県の高校生の半数以上が、卒業までに実用英語技能検定準2級相当以上の英語力を有している状態」とする。ただし、これは、外部検定試験の結果のみを重視するのではなく、英語教育の推進により、学習指導要領でも示されている「多くの児童生徒が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力」を養うことを目標とするものである。

2 取組方針

上記1の「目指す児童生徒像」の具現化に向けて、第2章に記述した現状と課題を踏まえて本県英語教育の改善を推進するため、以下のとおり今後の取組方針を示す。

改善推進のテーマ

英語を使って，自分を語り，ふるさとを語る，大分っ子の育成
～発信力の育成を目指した授業改善を通して～

上記「改善推進のテーマ」の下，本プランの具体的な達成目標は以下のとおりとする。

上記が可能となるよう，求められる具体的な達成目標は以下のとおりとする。

- ・ 高校生 平成30年度末までに 卒業段階で英検準2級程度以上を達成した生徒の割合が50%以上（CEFR：A2レベル相当）
- ・ 中学生 平成30年度末までに 卒業段階で英検3級程度以上を達成した生徒の割合が50%以上（CEFR：A1レベル相当）

I 小・中・高等学校の各学校段階での学習到達目標を明確にし言語活動の充実を図る。

中・高等学校における学習到達目標をCAN-DOリストの形式で策定する。その際，4技能育成の観点から，現行学習指導要領，次期改訂に向けた中央教育審議会の諸資料，CEFR（CEFR-J）などを参考にし，各学校段階の到達目標については，小・中・高等学校の連携を一層深めることで，共有していく。小学校においては，次期学習指導要領の改訂を見据え，各学校での学習到達目標の検討や，中学校との接続を意識した指導に有効な教材・教具，短時間学習等について情報収集に努め，研究を行う。

また，言語活動を充実することで，児童生徒が英語を使用する場面を増やす。特に，中・高等学校においては，表現力を育成するため，各学校でパフォーマンステストを活用した指導と評価を行う。

具体的取組方針

- ①平成29年度末までに中・高等学校ともに，全学校（100%）で「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を設定し，平成30年度末までに全学校（100%）で達成状況の把握も行う。
- ②小学校についても，高学年での教科化を見据え，各学校での学習到達目標の設定を検討する。その際，CEFR-JのPreA1を参考にし，
- ③中学校は各学年で年2回以上，高等学校では各科目で年2回以上はパフォーマンステストを実施する。
- ④各学校で，生徒の主体的・協働的な学びにつながる指導・評価方法の在り方を検討する。

II 教員の英語力・指導力の向上を図る。

小・中・高等学校の教員については，文部科学省の「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を活用した研修により，教員の英語力・指導力の向上を図る。

中学校の教員については，義務教育課が実施する各市町村の教科部会等を活用した授業改善支援等を通して教員の指導力を高める。

具体的取組方針

- ①中・高等学校においては、県が実施する英語担当教員指導力向上研修を全員が受講する。小学校においては、平成30年までに計画的な研修を実施する（各学校1名以上の受講）。
- ②中学校においては、「新大分スタンダード」に基づく授業を充実させることで、「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力等の育成を図る。
- ③高等学校においては、英語担当教員が作成する「授業改善マイプラン」を活用して、生徒の発信力を高める指導について計画・実践する。
- ④文部科学省が示す教員の英語力の到達目標の達成を目指す。
英検準1級程度以上等を取得している割合 中学校50%以上、高等学校75%以上
- ⑤小学校についても「発信力」の育成を目指した授業改善の工夫について研究を進める。

Ⅲ 目標を達成するために、検証・改善のサイクルを確立する。

文部科学省及び県独自の調査により、本県の英語教育実施状況及び児童生徒の英語力を把握し、指導改善につなげる。

具体的取組方針

- ①毎年実施する英語教育実施状況調査等の結果に基づき、各学校の授業研究会や教科の研修会等において外国語（英語）担当指導主事等による指導・助言を行う。
- ②教育委員会は本プランの達成状況について検証し、計画的に改善を推進する。

※【参考】各試験団体のデータによるCEFRとの相関

各試験団体のデータによるCEFRとの対照表

CEFR	Cambridge English	英検	GTEC CBT	IELTS	TEAP	TOEFL iBT	TOEFL Junior Comprehensive	TOEIC / TOEIC S&W
C2	CPE (200+)			8.5-9.0				
C1	C1A1 (180-199)	1級 (2810-3400)	1400	7.0-8.0	400	95-120		1305-1390 L&R 945~ S&W 360~
B2	C1A2 (160-179)	準1級 (2596-3200)	1250-1399	5.5-6.5	334-399	72-94	341-352	1095-1300 L&R 785~ S&W 310~
B1	PET (140-159)	2級 (1780-2250)	1000-1249	4.0-5.0	226-333	42-71	322-340	790-1090 L&R 550~ S&W 240~
A2	KET (120-139)	準2級 (1635-2100)	700-999	3.0	186-225		300-321	385-785 L&R 225~ S&W 160~
A1		3級-5級 (790-1875)	-699	2.0				200-380 L&R 120~ S&W 80~

英検：日本英語検定協会 <http://www.eiken.or.jp/forteachers/data/cefr/>

http://www.eiken.or.jp/association/info/2014/pdf/0901/20140901_pressrelease_01.pdf

TOEFL：米国ETS Webサイト <http://www.ets.org> 日本語版

IELTS：ブリティッシュ・カウンシル（イギリス）日本英語検定協会） <http://www.britishcouncil.org>

TEAP：第1回 英語力の評価及び入試における外国語検定に関する検討会 古田研九教授資料より

Cambridge English（ケンブリッジ英検）：ケンブリッジ英検 <http://www.cambridgeenglish.org/exams-and-qualifications/cefr/cefr-exams/>

<http://www.cambridgeenglish.org/exams/cambridge-english-scale/>

GTEC：ベネッセコーポレーション <http://www.benesse.com>

TOEIC：IDRC <http://www.toeic.or.jp/toeic/about/result.html>

L&R/S&W)の記載が無い場合は、4技能の合計点

※各団体の公表資料より文部科学省において作成

おわりに

本プランでは、本県における英語教育が目指すべき方向を明示した。今後は、本プランを踏まえ、児童生徒の英語力を向上させるため、各市町村教育委員会及び各学校段階で、それぞれの目標に向かって着実な取組を進めていくことが求められる。

平成27年6月5日に文部科学省が示した、「生徒の英語力向上推進プラン」では、生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び県で明確な達成目標を定めること、またその達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進することとしている。本県においても、「英語を使って、自分を語り、ふるさとを語る、大分っ子の育成～発信力の育成を目指した授業改善を通して～」を共通テーマとして掲げた本プランを中心に据え、同テーマとともに明示した達成目標に向けて、計画的・組織的な取組を進めていかなければならない。

なお、本プランにおいて、当初検討対象とした「大分県発英語授業モデル」は示していないが、プランに沿った授業実践がなされる中で、県内の優れた事例について広く情報収集を行うとともに、県内各地に普及させるよう努めていく。

これからの世界を生きる上で、日本人としての文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティや国語力と並んで、英語を中心とした外国語による発信力や情報活用能力は不可欠である。今後は、こうした発信力の育成を、外国語科（英語科）のみならず学校の教育活動全体を通じて進めていく必要がある。また、学校における英語教育と関連させた質の高い学習機会を学校外で提供することにより、児童生徒の英語学習への意欲向上、主体性・積極性、異文化理解の精神を養い様々な分野で活躍できる人材を育成していく。

なお、先に策定された「大分県グローバル人材育成推進プラン」の最終年度である平成29年度において、本「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善・充実を図る。

【参考】 推進委員会の様子



第 1 回 推進委員会会議



第 2 回 推進委員会会議



第 3 回 推進委員会会議



第 4 回 推進委員会会議



第 5 回 推進委員会会議

資料

英語教育改善推進委員 名簿

	氏名	職名	備考
委員長	園田 康夫	高校教育課グローバル人材育成推進班参事（総括）	
委員	工藤 孝一	大分県立中津北高等学校 校長	高英研会長
	大賀 弘史	大分市立植田西中学校 校長	中英研会長
	田坂 義巳	玖珠町立北山田中学校 校長	中学校校長
	三代 俊也	杵築市立立石小学校 校長	小学校校長
	長屋 悦子	大分県立別府翔青高等学校 指導教諭	高等学校指導教諭
	甲斐しのぶ	大分市立植田東中学校 指導教諭	中学校指導教諭
	三浦 宏昭	大分県立杵築高等学校 教諭	英語教育推進リーダー研修参加者
	須藤 礼子	由布市立庄内中学校 教諭	英語教育推進リーダー研修参加者
	田北 聡	高校教育課 指導主事兼主幹	高等学校外国語担当
	小田 雅章	義務教育課 指導主事兼主幹	中学校外国語・小学校外国語活動担当
	麻生 朋成	大分県教育センター 指導主事	高等学校外国語担当
	佐田 香織	大分県教育センター 指導主事	中学校外国語・小学校外国語活動担当
	佐々木 寿恵	高校教育課グローバル人材育成推進班 指導主事	事務局
	佐藤 哲也	高校教育課グローバル人材育成推進班 指導主事	事務局

アドバイザー	向後 秀明	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 国際教育課 外国語教育推進室 教科調査官 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 教育課程調査官
	柳井 智彦	大分大学教育福祉科学部長
	根岸 雅史	東京外国語大学大学院教授
	穴井 孝義	大分工業高等専門学校教授

英語教育改善推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 大分県教育委員会が平成26年10月に定めた「大分県グローバル人材育成推進プラン」に基づき、小中高を通じた児童生徒の英語力向上のため、専門的な立場から、英語教育改善のための具体策等について協議検討する。

(所管事務)

第2条 推進委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 4技能の評価方法の確立と目標の設定
- (2) 「大分県発英語授業モデル」の開発
- (3) 評価方法、目標、授業モデルの全学校への浸透
- (4) その他

(推進会議の組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる推進委員をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長1名をおく。
- 3 委員長は高校教育課グローバル人材育成推進班の総括とする。

(会議)

第4条 推進委員会会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会会議の成立には、委員の過半数の出席を要する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進委員会事務局は大分県教育庁高校教育課内に置く。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、大分県教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成27年5月日から適用する。

大分県グローバル人材育成推進プランについて

大分県グローバル人材育成推進会議の設置

平成26年5月14日に、本県におけるグローバル人材育成に必要な教育上の課題・今後の取組について協議・検討するため設置。会議のメンバー及び審議の経過は以下のとおり。

＜ 大分県グローバル人材育成推進会議委員 ＞

企業関係者	株式会社大分銀行	常務取締役	渡部 智弘
	三和酒類株式会社	取締役副社長	熊谷 敬造
	大分日産自動車株式会社	取締役社長	橋本 仁
	英語教室	代表	池田 裕佳子
大学関係者	独立行政法人 日本貿易振興機構	大分貿易情報 センター所長	松村 亮
	大分大学教育福祉科学部	教授	山崎 清男
保護者代表	立命館アジア太平洋大学	国際経営学部長	横山 研治
	大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子
学校教育関係者	大分県高等学校PTA連合会	副会長	渡辺 美和子
	杵築市立杵築中学校	校長	森山 聡
	宇佐市立宇佐中学校	校長	吉村 高三
市町村教育委員会	大分県立由布高等学校	校長	工藤 孝一
	別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌二

※団体名及び職名は平成26年9月のもの。

＜ 審議の経過 ＞

第1回	5月14日	大分県における「グローバル人材」の資質・能力について
第2回	7月1日	「挑戦意欲と責任感・使命感」について
第3回	8月7日	「多様性を受け入れ協働する力」及び「大分県や日本への深い理解」について
第4回	8月29日	「知識・教養に基づき論理的に考え伝える力」及び「英語力(語学力)」について
第5回	9月25日	「大分県グローバル人材育成推進プラン」について

大分県における「グローバル人材」の資質・能力の考え方

会議での意見やアンケート結果を踏まえ、大分県における「グローバル人材」の資質・能力を以下のように定義した。そして、これからのグローバル社会を生きる大分県の子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働し未来を切り拓く上で、この5つの力の「総合力」が必要であり、その素地を教育の中で培うことが必要であるとした。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤となる

- 挑戦意欲と責任感・使命感
- 多様性を受け入れ協働する力
- 大分県や日本への深い理解
- 知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力
- 英語力（語学力）

||

5つの力の「総合力」

グローバル人材育成のための体制の整備

本プランでは、5つの力を総合的に育成するために、今後3年間に取り組むべき施策を示した（別紙）。また、グローバル化の益々進展に対応できるよう、以下のように、施策の進捗状況の進行管理や取組の改善・充実を図るとともに、プランを推進するための体制を整備する必要があるとした。

○成果を測る指標の策定

施策の進捗状況を確認できるよう、プランの成果を測ることができる指標を策定する。

○フォローアップの実施

毎年度、本プランの進捗状況を「大分県グローバル人材育成推進会議」に報告し、会議からの意見を踏まえて、組織的な取組の改善・充実を図る。

○プランの見直し

本プランの最終年度である平成29年度において、本プランに基づく取組や成果の状況を検証するとともに、必要に応じ、改善されたプランを策定。

○プランの推進体制の整備

本プランに基づく取組の推進や改善・充実を図るため、教育庁内の体制を整備する。

5つの力の「総合力」によるグローバル人材の育成

I 挑戦意欲と責任感・使命感

【現状・課題】

- 海外への挑戦意欲が高くない
 - ・ 将来留学したり国際的な仕事に就いてみたい小学生：3割
 - ・ 留学に前向きな高校生：4割
- 留学や海外大学進学実績が低調(H25)
 - ・ 留学している高校生は0.1%(31人)
 - ・ 海外大学への進学は5人
- 留学や海外大学進学へのサポートが十分でない
 - ・ 留学の壁は、①言葉の壁、②経済的負担、③留学方法等への不安感
 - ・ 積極的に留学を推奨する高校は3校のみ
 - ・ 海外大学進学への情報提供ができる高校が少ない

【取組】

- 「人材バンク」の設置によるグローバル人材に触れる機会の充実
- 留学フェアの開催や留学ガイドの作成等を通じた、生徒、保護者、教員への情報提供の充実と気運の醸成
- 海外大学進学への相談体制の整備
- 国の留学支援事業の一層の活用を含め、留学への経済的な支援の充実

II 多様性を受け入れ協働する力

【現状・課題】

- 国際交流活動はある程度行われているが、頻度や継続性等に課題
 - ・ 過半数の小学校で、APUの留学生等と国際交流を実施
 - ・ 国際交流を行っている高校は1/3、海外修学旅行は5校に止まる(H14の21校から大幅減少)
 - ・ 単発的な交流が多く、一定期間、共に過ごす機会の充実が必要
- A.L.T.の一層の活用
 - ・ 学校行事など授業以外での活用は、毎週から回数回まで様々

【取組】

- 国際交流活動の市町村教委間での情報共有の推進
- 小中学生を対象としたイングリッシュキャンプの継続的実施
- 県立学校での海外交流の推進
- 締結など国際交流の協定の推進
- 留学生活用を軸としたSGHの教育プログラムの普及
- ホームステイ受入活用策の検討
- 国際バカロレア認定への研究
- 異文化理解の推進の観点からのA.L.T.の活用

一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒を増増。

III 大分県や日本への深い理解

【現状・課題】

- 郷土学習の一層の充実
 - ・ 郷土の先人や芸術、歴史遺産などを知る機会を増やす必要
- 考え伝える活動を通じた理解深化
 - ・ 県や日本の課題の解決方法を考え、他者に伝える機会を増やす必要

【取組】

- 郷土の先人に関する教材の作成や活用等による郷土学習の充実
- 郷土の歴史遺産、史跡等に触れ学ぶ機会の充実
- 海外姉妹校との交流等の中で、郷土や日本についてプレゼンテーションする機会の充実

IV 知識・教養に基づき論理的に考え伝える力

【現状・課題】

- 小中：授業改善が行われつつあるが、より一層の改善を進める必要がある。特に、中学校での思考力を伸ばす指導に課題。
- 高：思考力・判断力・表現力等を育成する授業への組織的取組が、小中高で最も低い。

【取組】

- 小中：「新大分スタンダード」のもとでの継続的な授業改善の推進
- 中：全教科、全教員を通じた、思考力・判断力・表現力と学習意欲を高める「学校改善の推進高校入試改革」
- 高：「授業改善推進プラン」を作成し授業改善を計画的に推進

V 英語力（語学力）

【現状・課題】

- 英語の授業が分かる、英語が好きと答える生徒が少ない。
 - ・ 分かる：中学生57%、高校生44%
 - ・ 好き：中学生54%、高校生40% (他教科より低い)
- 英語教員の外部資格保有が不十分
- 英語教育の改善方策が明確でない

【取組】

- 「大分県英語教育改善推進プラン」の策定及びプランに基づく改善
 - ・ プラン策定のため、年内に、有識者・教員等で構成する「英語教育改善推進委員会」を設置。

世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働する基盤の育成

平成 27 年 6 月 5 日
文 部 科 学 省

生徒の英語力向上推進プラン

1. 背景

- 文部科学省では、生徒の英語力向上を目指して、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画（平成 25 年 12 月公表）」により、小・中・高校を通じた先進的な取組や教員研修などの支援を進めてきたところ（参考 1）。
- しかしながら、先般公表した
 - ① 高校 3 年生を対象とした平成 26 年度「英語教育改善のための英語力調査」の結果によると、「聞く」「話す」「読む」「書く」の 4 技能全てにおいて課題があり（参考 2）、
 - ② 平成 23 年度以降、毎年実施してきた「英語教育実施状況調査」の中学・高校の生徒の英語力に関するアンケート結果も十分な改善が見られていない（参考 3）。
- このような状況も踏まえ、同実施計画で掲げた生徒の着実な英語力向上を図るため、「生徒の英語力向上推進プラン」を策定する。

2. 改革の考え方

◆ **生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び県で明確な達成目標
(GOAL2020(平成 32 年度))を設定**

◆ **その達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進**

第 2 期教育振興基本計画中の成果目標（平成 25 年～29 年）

※ 中学卒業段階に英検 3 級程度以上 50% ※ 高校卒業段階に英検準 2 級～2 級程度以上 50%

- 本プランでは、
 - ① 生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた都道府県ごとの目標設定・公表を要請
※ 第 2 期教育振興基本計画（～平成 29 年度）の目標設定・公表を平成 27 年度末を目処に実施）
 - ② 「英語教育実施状況調査」に基づく都道府県別の生徒の英語力の結果の公表
※ 平成 28 年度から実施
平成 26 年度：中学卒業段階約 35%（うち、取得者 18.4%、取得者相当 16.3%）
高校卒業段階約 32%（うち、取得者 11.1%、取得者相当 20.8%）
 - ③ 義務教育段階の中学校については、英語 4 技能を測定する「全国的な学力調査」を国が新たに実施することで英語力を把握する。
 - ・ 各学校における指導改善を促し、生徒の着実な英語力向上を図る。
国及び都道府県における英語教育改善のための P D C A サイクルを構築。
 - ・ 中 3 生を対象とし、例えば複数年に一度程度での実施を検討。
 - ④ 中・高・大学での英語力評価及び入学者選抜における英語の 4 技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を、引き続き促進。

3. 中学生の英語力の把握に関する今後のスケジュール

- 第2期教育振興基本計画の期末において目標設定及び関係施策のレビューを行い、改善を図るとともに、同計画の第3期中には、更なる生徒の英語力向上を支えるものとして、中学校の英語4技能を測定する「全国的な学力調査」を導入する。

[中学] 全国的な英語4技能を測る「全国的な学力調査」

- ・27年度～ 中学3年生の英語力調査(フィージビリティ調査：6万人)
- ・29・30年度～ 調査設計・予備調査
- ・31年度～ 「全国的な学力調査」実施

「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日策定)に基づき、高大接続システム改革会議における議論の中で英語4技能による新テストについて検討中。

- ・27年度～ 高校3年生の英語力調査(フィージビリティ調査：7万人)
- ・28年度～ 調査設計
- ・29・30年度～プレテスト準備・実施
- ・31年度～ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」導入(予定)
- ・32年度～ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」導入(予定)

4. 小・中・高校を通じた改革のための取組

- 更に、現在、中央教育審議会で審議されている次期学習指導要領等を見据えた次のような取組を進める。

⇒ 4技能を重視した授業・入試改革

- ・学習指導要領の周知徹底・改善指導、及び次期学習指導要領改訂を通して、英語4技能によるコミュニケーション能力を確実に養い、中学校の全国的な学力調査等を通じて、その状況を把握(当面は、中3、高3生の英語力のフィージビリティ調査)
- ・高大接続改革実行プランに基づく高校教育や入試の一体的な改革による英語4技能の重視 等

⇒ 教員の英語力・指導力向上等

- ・小・中・高校の全教員の研修を実施 (「英語教育推進リーダー」の養成)
- ・先行実施のための研修用教材等の開発・提供
- ・モジュール指導用ICT教材開発・整備
- ・4技能を重視した採用の改善充実
- ・ALT等の外部人材の積極的活用 等

生徒の英語力向上推進プラン ～英語教育改革のGOAL2020を目指して～

別添

課題

- 生徒の英語力・・・高3生はCEFR:A1の上位（英検3級程度）～A2（準2級程度）の下位レベルが多い。特に「話す」「書く」の課題が大きい。英語が好きではないなど学習意欲にも課題。
- 授業・入試・・・特に「話す」「書く」や「聞いて理解して書く」（技能統合型）の言語活動が十分ではない。
1 技能（「読む」）又は2技能（「聞く」「読む」）の入試が多く生徒への適及効果が大きい。
- 教員の指導力・英語力・・・「話す」「書く」の活動に関する指導力や英語力に課題。

改革のコンセプト

- 生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び県で明確な達成目標（GOAL）を設定
- その達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進

第2期教育振興基本計画中の成果目標

※中学卒業段階に英検3級程度以上 50%

※高校卒業段階に英検準2級～2級程度以上 50%

- ① 生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた都道府県ごとの目標設定・公表(2015年度末を目的)を要請
→ 都道府県ごとに、目標を達成するための「英語教育改善プラン」を策定・フォローアップ・改善のサイクルを構築

- ② 「英語教育実施状況調査」に基づく都道府県別の生徒の英語力の結果の公表を2016年度から実施

- ③ 国が新たに行う、より客観的な生徒の英語力調査による把握・分析

- 国として義務教育段階の中学生の英語4技能を測定する「全国的な学力調査」を検討・実施

各学校における指導改善を促すとともに、国及び都道府県が全体として英語教育を改善し、生徒の英語力向上を図るためのPDCAサイクルを構築
※「高大接続改革実行プラン」(27年1月)に基づき「高等学校基礎学力テスト(仮称)」「大学入学希望者評価テスト(仮称)」において英語について検討

- ④ 英語力評価及び入学者選抜における英語4技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を、引き続き促進

小・中・高を通じた改革のための取組

国の目標 GOAL2020 ～次期学習指導要領を見据えた5年間の取組～

- 4技能を重視した授業・入試改革

- ・ 学習指導要領の周知徹底・改善指導、及び次期学習指導要領改訂を通して、英語4技能によるコミュニケーション能力を確実に養う
- ・ 高大接続改革実行プランに基づく高校教育や入試の一体的な改革による英語4技能の重視
中3、高3生の英語力のフュージービリティ調査

- 教員の英語力・指導力向上等

- ・ 小・中・高校の英語を担当する全教員の研修を実施（「英語教育推進リーダー」の養成）
- ・ 先行実施のための研修用教材等の開発・提供
- ・ モジュール指導用ICT教材開発・整備
- ・ 4技能を重視した採用の改善充実
- ・ A L T等の外部人材の積極的活用
- ・ 養成の改善（大学の教職課程におけるコアカリキュラム開発・改善）
- ・ 民間の資格・検定試験を活用し、県ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証

生徒の英語力目標向上について（工程イメージ）

国の目標 GOAL2020 ～次期学習指導要領を見据えた5年間の取組～

第2期教育振興基本計画（25～29年度）					第3期教育振興基本計画（30～34年度）					第4期（35年度～）
25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35～39年度

◆学習指導要領改訂

◆英語教育の在り方に関する有識者会議報告（26年9月）

中教審において審議
H28年度中を目処に答申

改訂

※CEFRを参考

新学習指導要領を段階的に先行実施

全面实施

（高校は年次進行で実施）

◆生徒の英語力に関する目標設定（25～29年度）

〔英語教育実施状況調査〕

⇒中学校卒業段階：英検3級程度以上（CEFR：A1上位）
高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上（A2～B1）
を達成した中高校生の割合50%

中卒時

24年度 31%

26年度 約35%

高卒時

24年度 31%

26年度 約32%

>27年度調査結果の県別データを公表（27年度末）
>各県の「英語教育改善プラン」策定・公表

レビュー

◆生徒の英語力の把握

中学3年生の英語力調査
6万人のフィージビリティ調査
(27～28年度実施)

全国的な英語4技能の学力調査
(調査詳細設計) (30年度予備調査)
(31年度実施)

※例えば複数年に一度程度での実施を検討

高校3年生の英語力調査
7万人のフィージビリティ調査
(26～27年度実施)

高大接続改革実行プランに基づき高大接続システム改革会議において検討されている
高等学校基礎学力テスト(仮称)の実施(平成31年度～)等

改善へ

うち、職業、又は留学等を希望する生徒に必要な英語力の目標設定
B1～B2以上
(英検2～準1級程度)
10%以上

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画

2013年12月13日
文部科学省発表

参考資料1

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る。
2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるように、本計画に基づき体制整備等を含め2014年度から逐次改革を推進する。

1. グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方

- 小学校中学年→外国語活動
・コミュニケーション能力の素地を養う
- 小学校高学年→教科化
・初歩的な英語の運用能力を養う
※小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することにより、英語によるコミュニケーション能力を確実に養う
※日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実(伝統文化・歴史の重視等)
- 中学校
・身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を養う
- 高等学校
・授業を英語で行うとともに、言語活動を高度化(発表、討論、交渉等)

2. 新たな英語教育の在り方実現のための体制整備(平成26年度から強力に推進)

- 小学校における指導体制強化
・小学校英語教育推進リーダーの養成
加配措置・養成研修
・専科教員の指導力向上
・小学校学級担任の英語指導力向上
・研修用映像教材等の開発・提供
・教員養成課程・採用の改善充実
- 中・高等学校における指導体制強化
・中・高等学校英語教育推進リーダーの養成
・中・高等学校英語科教員の指導力向上
・外部検定試験を活用し、県等ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証
※全ての英語科教員について、英検準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を確保
- 外部人材の活用促進
・外国語指導助手(ALT)の配置拡大、地域人材等の活用促進(ガイドラインの策定等)
・ALT等向けの研修強化・充実
- 指導用教材の開発
・先行実施のための教材整備
・モジュール指導用ICT教材の開発・整備

小・中・高の各段階を通じて英語教育を充実し、生徒の英語力を向上

(高校卒業段階で英検2級～準1級、TOEFL iBT57点程度以上等)
→外部検定試験を活用して生徒の英語力を検証するとともに、大学入試においても4技能を測定可能な英検、TOEFL等の資格・検定試験等の活用の普及・拡大

3. スケジュール(イメージ)

- 2014～2018年度 指導体制の整備、英語教育強化地域拠点事業・教育課程特例校による先取り実施の拡大
- 中央教育審議会での検討を経て学習指導要領を改訂し、2018年度から段階的に先行実施、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて2020年度から全面实施